

隠岐海区便り (Vol. 70)

◎第313回(第21期第4回)隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員：葛西、前田、吉田、佐々木、亀谷、濱田、福山、林委員

欠席委員：長府、升谷委員

開催日時：平成29年4月12日(水) 14:10~15:30

開催場所：隠岐郡隠岐の島町西町 漁業協同組合 JF しまね西郷支所 3階会議室

議題

- (1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について(諮問)
- (2) その他

◎委員会での検討結果は次のとおりです。

(1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について(諮問)

- 「まさば及びごまさば」の平成28年漁期(平成28年7月~平成29年6月)のTACについて、島根県への配分量を次のとおり変更した旨が国から示され、これに伴い県の管理計画を変更することについて知事から本委員会に対して諮問がありました。
 - 当初：26,000トン → 変更後：29,000トン
- このうち中型まき網漁業への配分量は28,000トン。
- 審議の結果、この諮問について、異議ない旨の答申をすることが決定されました。

(2) その他

- 事務局より情報提供として「ライフジャケットの着用義務範囲の拡大」について説明がありました。内容は次のとおりです。
 - 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部が改正され、20トン未満の小型船舶において、ライフジャケットの着用義務の範囲が拡大されることになった。
 - これまでは、1人乗り漁船の場合が義務であったが、改正後は原則として甲板上にいる者全員が着用義務の対象となる。
 - 義務範囲が拡大されるのは平成30年2月1日以降。